

「私法学会のセッション構成の在り方について」

セッション構成ワーキング・グループ中間報告(2018年11月5日)

はじめに

私法学会大会における現在のシンポジウム・個別報告・ワークショップといったセッション構成の在り方について検討を行うことの必要性について、平成27年10月の運営懇談会において問題提起があり、これを踏まえて平成28年10月の理事会において、セッション構成ワーキング・グループ(以下WGと略す)を理事長の私的諮問機関として設置することが承認された。

メンバーの選任は理事長に一任され、以下の方々に委員を委嘱した。すなわち、青木則幸(早稲田大学)、伊藤雄司(上智大学)、久保田安彦(慶應義塾大学)、酒井太郎(一橋大学)、山口敬介(立教大学)、渡邊拓(横浜国立大学)の各会員である。

WGは平成29年1月23日、および平成30年9月7日に2回の会合を持った。そこではさしあたり、セッションを構成するカテゴリ毎に、今後あり得る方向性について検討した。

そこでの議論は具体的な提案として熟するには至っていないが、そこで出された新しい大会運営についてのいくつかのイメージについて、検討の現段階として会員と共有することが適切であると考えられたため、理事会の承認も踏まえて、ここにHPで公開することとした。

なお以下では、初日に個別報告・ワークショップが行われ、二日目にシンポジウムが行われる場合を前提としている(実際には初日にシンポジウムを行うこともある)。この枠組自体を見直す議論の余地もあるがWGの議論では取り上げなかった。

1. 「ワークショップ」

ワークショップの在り方については次のような検討がなされた。

(1) ワークショップの時間帯・数

ワークショップは現在、個別報告の時間枠とずらして初日の昼休みの時間帯に行われている。しかしこれを個別報告の枠の一部に設定する方向もありうるものが検討された。とりわけ後述するとおり個別報告の数が減少していく場合にはそのような構成が適切な場面も出てくると予想されるからである。

(2) ワークショップの内容

WGでは、ワークショップの内容的なバリエーションを豊富にする方向性が検討された。すなわち、現在は①論文や単行書のテーマとなるような問題設定

の下で報告者・コメンテーターを立てて行うスタイルであるが、会員の関心の高い重要な②著作・論文についての書評会や、③裁判例についての研究会、④個別立法の検討会といった、「異種ワークショップ」を行うことも検討された。

現状において①のスタイルのワークショップについても、自然発生的に手が挙がるのを待つだけでなく、運営懇談会等で行うべきもののテーマを検討しているが、②~④を組織する場合には一層、運営懇談会等のイニシアティブが重要となる。

(3) 普通型「ワークショップ」と「拡大ワークショップ」

現在、通常型の「ワークショップ」は10~20人規模で参加者を応募によって確定し、参考文献について参加者が一読して、原則としてワークショップでの討議において全員が積極的に発言することとされている。これに対して、「拡大ワークショップ」は、そのような規模の制約も出席者の能動的参加も特に前提とせず、100人程度の部屋で、報告を中心に行われ、質疑は付随的な形になっている。また、個別報告との関係でも、昼休みに時間をずらして開催するか（通常型「ワークショップ」）、個別報告の午後一コマ目に食い込む形でそれと重ねて行うか（「拡大ワークショップ」）という点で、時間配置も異なる。

このような「拡大ワークショップ」は、会員のニーズに合致しており、多様な希望を持つグループが自由に行っている現状でよいという意見が出された。問題は、「拡大ワークショップ」を、二日目のメインのシンポジウムと並行して半日で行う「ミニ・シンポジウム」とどのように関係づけるかであるが、後述する。

2. 個別報告

個別報告の在り方については次のような検討が為された。

(1) 個別報告の数

近年の個別報告件数の変動は激しく、若手研究者の数の今後の推移も予測しがたい。そこで大会運営の在り方として個別報告の数をどの程度のものと想定するかは検討すべき問題である。

個別報告応募者数の減少が見込まれるのであれば、むしろ現状よりも個別報告の数を限定する方向も検討された。ある程度制限することで、報告本数の大きな変動を何年かに跨いで緩和することも可能になるという意見もあった。それによって逆に上述した「ワークショップ」をより積極的に位置づけ、初日の大会の内容の豊富化、活性化を図ることも可能になるという意見が出された。時間割編成上個別報告を優先する現状の原則を貫くと、報告本数の変動に任せてその空いたコマを埋めるものとしてしか、ワークショップを位置づけられなくなることを問題視する議論も為された。

しかし他方で、特に個別報告の質に問題が生じているのでなければ、その本数の制限をする必要はないという意見もあった。さらに個別報告審査委員会による現在の選考水準よりも厳格化することによって若手のデビューが遅くなることの弊害も指摘された。

(2) 個別報告の内容

現在のところ、専ら若手のデビュー報告を中心に運用されている個別報告については、そのような報告の機会の重要性については意見が一致しているものの、その内容を多様化することが議論された。すなわち、⑤民法学史・商法学史に偉大な足跡を残した研究者による記念講演的なものの他に、⑥定年退職・退官を迎える概ね60代の会員による講演を、いわば最終講義を学界で共有する趣旨で行うことが議論された。さらに⑦現役の中堅の会員による、デビュー報告以後の研究の展開を踏まえた、いわば「2度目の学会個別報告」があってもよいのではないかという意見が出された。たしかに⑤~⑦の「異種個別報告」については、現在デビュー報告について為されているのと全く同じレベルの緊張感を以て質疑を行うことが期待されないと、「個別報告」というカテゴリーで行うことについては消極的な意見もあったが、学会のセッションには社交的な面があってもよいのではないかという意見も寄せられている。

また「異種個別報告」についてもその企画については運営懇談会がイニシアティブを以て働きかけることが重要であるという意見が出された。

(3) 実務家からの報告

現在報告者の基準は、規則上、大学等の研究期間の常勤職にあることを原則としつつ、例外的にのみ実務家の報告を認めることとなっている。しかしロースクール制度の下で、研究者と実務家が交流を深めてきた法律学の現状を踏まえると、私法学会個別報告においても実務家によるものの比重を高めていくことが検討された。その場合には、現状のように、自然発生性に任せつつ、ただその承認の基準を緩和するという方針もあり得る。しかしより積極的に、実務家枠を個別報告のコマの中に予め設けて位置づけた上で、適切なテーマ・報告者を運営懇談会等のイニシアティブで検討していく方向も議論された。

3. シンポジウム

(1) メイン・シンポジウム運営の問題点

現在、主として大会二日目に、民商法それぞれ行われているメイン・シンポジウムは、全日6時間というサイズのため、(ア)テーマが重厚長大にすぎないか(イ)報告者の数が多すぎないか(ウ)シンポジウム内のまとまりが十分に見られるか(エ)テーマの選定が困難になっていないか(オ)3時間の討議は冗長ではないか、といった問題を指摘する声が会員から上がっている。

(2) ミニ・シンポジウム

(a) メイン・シンポジウムとの関係

そこで、午前・午後のいずれか半日で行うミニ・シンポジウムを大会二日目にメイン・シンポジウムと並行して開催することが検討された。半日 3 時間の規模のシンポであれば、上記(ア)~(カ)の問題は回避しやすいことが指摘された。また、ミニ・シンポジウムを併走させることで、メイン・シンポジウムの現状にも良い影響が期待できる。

ただミニ・シンポジウムを行う場合には、(カ)シンポジウムが複数併走する場合に、内容的なバランス（重複を避けつつ、ばらばらの印象を与えないようにする工夫）をどう図るかという問題が生じる。

(b) 拡大ワークショップとの関係

「ミニ・シンポジウム」を、現在行われている「拡大ワークショップ」と、セッション構成上どのように制度的に仕分けられるかが議論された。

「拡大ワークショップ」は、①大会初日に昼休みを利用して個別報告の午後一コマ目のみを重複させる形で、隙間時間において行われている。②報告者数・報告形式、テーマのサイズ感は、メイン・シンポジウムよりも一回り小規模とされている。③準備資料の作成については、学会事務局の関与は弱く、専ら当該拡大ワークショップ実施者の取り計らいに一任されている。④雑誌『私法』による報告討議の記録の公表についても、通常型の「ワークショップ」に準じた簡略なものとなっている。

ミニ・シンポジウムを、カテゴリーとして「拡大ワークショップ」の方向に寄せて、上記①~④の点もこれに準じたものとするか、むしろメイン・シンポジウムの方向に寄せるか、について検討が為された。ミニ・シンポジウムはかなり軽量化したメニューとして、研究会を組織している会員等の潜在的な実施主体のニーズに則した選択肢として、拡大ワークショップとメイン・シンポジウムとの間に、中間的なものとして用意しておくことが望ましいという議論が為された。

現在の「拡大ワークショップ」の希望を、ミニ・シンポジウムにつなげていくことも有益であるが、「拡大ワークショップ」は概ね会員のニーズに従った運用となっている現状も踏まえ、いずれも選択肢として残すことが検討された。この点も含めミニ・シンポジウムの組成について、事務局・運営懇談会からの関与・イニシアティブをどのようなものにするかという問題提起も為された。

ミニ・シンポジウムが複数並列する場面を想定すると、私法学会大会がバラバラな問題関心の寄せ集めという印象を与えないように、運営懇談会・理事会のイニシアティブで、大会毎に企画が形作るいわば「配色」のようなものに留意していく必要があるとの意見が出された。

おわりに WG の提言

(1) 情報共有

このように、私法学会は大会の学問的な活性化にむけた模索を続けてきたが、そのことが広く会員に知られていないことがまずは問題であると WG は考える。WG における検討を踏まえて作成された本HP記事を公表することが、学会活性化の第一歩である。

(2) 運営懇談会の議論の豊富化・活性化

ワークショップ・個別報告の豊富化・活性化のための、上記の諸々の「異種型」の提案は、会員から自発的に手が挙がるのを待っていても具体化しないと思われ、運営懇談会のイニシアティヴが重要となる。ワークショップのテーマおよびメイン・シンポジウムのテーマを、論文や単行本の題目となるような論題として検討している現状に加えて、上記の諸々の異種型の「ワークショップ」「個別報告」のための検討、すなわち、書評すべき書籍、検討すべき裁判例、個別立法、異種型個別報告をお願いすべき会員としかるべきテーマなどについても運営懇談会において検討してもらってはどうか。

(3) 半日ミニ・シンポジウムの試行

半日のミニ・シンポジウムについては、その制度的な仕分け等について微妙な問題はあるが、近い将来に試行的にこれを、現在のメイン・シンポジウムと並行して実施してみてもどうか。もちろんその場合にも、テーマや報告グループの組成について、私法学会の年次総会にふさわしく、また全体としてのまとまりを維持するために、運営懇談会・理事会がしかるべくイニシアティヴを発揮しなくてはならない。